

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 地方独立行政法人宮城県立病院機構一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、職員が仕事と子育ての両立を図り、かつ、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を發揮し、活躍できる環境を整備するため次のとおり一般事業主行動計画を策定しました。

1 計画期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。

2 目標

- (1) 管理職に占める女性労働者の割合を40%以上で維持します。
- (2) 男性職員の育児休業取得率60%以上を維持します。
- (3) 年次有給休暇の取得率60%以上を目指します。

3 取組内容

(1) 令和8年4月～

ホームページや就職説明会等において、育児に関する各種制度や院内保育所が整備されていることを紹介し、女性職員が働きやすい職場環境であることを積極的にPRします。

(2) 令和9年4月～

女性職員のキャリア形成支援への取組として、女性職員を対象としたキャリア研修を実施します。

(3) 令和8年4月～

男性の育児休業取得を促進するため、積極的に制度の周知・意向確認を実施するとともに、管理職研修で育児休業の取得支援を必須項目として実施するなど相談体制を整備し、職員が育児休業を取得しやすい環境整備に努めます。

(4) 令和8年4月～

年次有給休暇の計画的な取得を促進し、部署ごとに取得状況が見える化するなど、職員が職業生活と家庭生活の両立を図れるよう環境整備に努めます。